

(案)

オーシャンビュー大洗空調等設備保守管理業務委託契約書

地方職員共済組合茨城県支部（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、甲の所有する「オーシャンビュー大洗」の空調機器、給排水装置、温泉給湯装置の保守管理に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「別紙1」記載の空調機器等（以下「機器」という。）の保守業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 本契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 保守業務の内容は次のとおりとする。

（1）定期保守業務

機器の性能を適正な状態に保ち、機器の故障を防止するため「別紙2」に定める点検、調整及び修理を行う。

（2）臨時保守業務

機器の故障その他正常な機能を失った場合、乙は甲からの連絡により、技術員を派遣し、機器の点検、調整及び修理を行う。

（安全対策）

第4条 乙は、保守業務を遂行するにあたり、必要な安全対策を講ずる。ただし、この場合乙は甲に必要な協力を求め、甲は乙に協力するものとする。

（保守点検の通知）

第5条 乙は、第3条に定める保守業務を実施するにあたり、予め甲に通知する。

（報告及び検収）

第6条 乙は、第3条の保守業務について、「空調機器保守点検表」を作成のうえ甲に提出し、承認を受けるものとする。

（点検回数）

第7条 定期保守点検回数は「別紙2」のとおりとする。

(保守管理料金)

第8条 甲が乙に支払う保守管理料金は、次のとおりとする。

円 (うち消費税 円)

(料金の支払)

第9条 甲が支払う第7条に定める保守管理料金は、年2回払いとする。

第1回 平成30年10月 円

第2回 平成31年4月 円

(費用の負担)

第10条 乙が機器の点検、調整あるいは修理を行う際使用する工具、ネジ、その他消耗品の費用は、乙が負担する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) この契約に違反した場合。

(2) その役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

2 乙は前条に該当した場合、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

(契約の変更)

第12条 第1条の機器の内容及び第3条の保守管理の内容に変更があった場合、並びに保守管理料金の変更を行う場合は、本契約を一部変更するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えた場合は、その損害について賠償の責を負う。

(協議)

第14条 本契約において、疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については甲乙協議して定める。

本契約を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
地方職員共済組合茨城県支部
支部長 大井川 和彦

乙